

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成28年3月15日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

エブリー西条店・ひまわり西条西店

(2) 所在地

東広島市西条町西条東字山崎1033番外

2 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリー	代表取締役 岡 崎 雅 廣	福山市南蔵王町二丁目10番22号
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶 原 秀 樹	福山市西新涯町二丁目10番11号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社エブリー	代表取締役 岡 崎 浩 樹	福山市南蔵王町一丁目6番11号
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶 原 秀 樹	福山市西新涯町二丁目10番11号

3 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
-------	-------

平成27年7月1日	株式会社エブライが会社分割により、新会社を設立したため。
平成27年12月25日	株式会社エブライの代表者の変更があったため。

4 届出年月日

平成28年3月2日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年3月15日（火）から同年7月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年7月15日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課